

維持保全計画サポートサービス
維持保全記録保存サービス利用約款

(適用)

- 第1条 この利用約款は、株式会社E R Iソリューション（以下「当社」といいます。）が提供する維持保全計画サポートサービスにおける「維持保全記録保存サービス」を利用する場合に適用されます。
- 2 この利用約款に定めのない事項については、維持保全計画サポートサービス基本約款（以下「基本約款」といいます。）が適用されるものとし、この利用約款に定めと基本約款の定めが矛盾抵触する場合は、この利用約款が基本約款に優先して適用されるものとします。
- 3 この利用約款において使用する用語で、この利用約款に定めのないものは、基本約款に定める意味を有するものとします。

(サービス内容)

- 第2条 この利用約款において「維持保全記録保存サービス」（以下「保存サービス」といいます。）とは、利用者自身で作成した住宅の維持保全に関する記録の電子データ（以下「維持保全記録」といいます。）を、当社が一定の期間保存するサービスをいいます。
- 2 当社が、維持保全記録を保存する期間（以下「保存期間」といいます。）は、保存サービスにかかる契約成立後、保存サービスにかかる利用料金が当社指定預金口座に入金された日から5年間とします。
- 3 当社は、保存期間中、維持保全記録を善良な管理者の注意をもって保存します。
- 4 利用者は、当社に対し、保存期間中、利用者の維持保全記録に記録された事項について電子メールにより照会することができるものとします。当社は、利用者からの照会について、維持保全記録のみから推定できる範囲内で回答するものとし、別途詳細調査等が必要な事項、対象住宅の維持保全と関連がない事項等については、回答対象外とします。なお、回答に際しては、申し込みの際に登録された事項に照らして利用者本人であることを確認するものとします。

(保存サービスの終了)

- 第3条 保存期間が終了したときは、当社は、遅滞なく維持保全記録を消去するものとします。この場合、利用者への通知及び維持保存記録の返還はいたしません。
- 2 終了事由のいかんにかかわらず、保存サービスが終了したときは、保存期間も終了するものとします。
- 3 維持保全計画サポートサービスにかかる契約が解除、解約その他理由のいかんを

問わず終了したときは、保存サービスも終了するものとします。

- 4 利用者は、いつでも当社に対し、維持保全記録の消去を求められます（ただし、維持保全記録の返還を求められません。）。この場合においては、利用料金は返還いたしません。
- 5 当社は、当社の判断により、保存サービスを終了することができるものとします。
- 6 当社が、保存サービスを終了するときは、当社ウェブサイト上で告知するほか、保存期間中の利用者に対しては、保存サービス終了予定日の3ヶ月前までに、電子メールその他相当の方法によりその旨を通知するものとします。
- 7 当社の都合によって保存サービスを終了した場合、保存サービス終了日から個別利用者の保存期間の終了予定日までの日数に応じ、日割計算により利用料金を返還するものとします。
- 8 前項に定める場合を除き、当社は利用者に対して利用料金の返還はいたしません。

以上

制定：2022年10月24日